

## 生駒市規則第3号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成24年6月生駒市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「510円」を「520円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「4,220円」を「4,290円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「620円」を「630円」に、「930円」を「940円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「720円」を「730円」に、「4,010円」を「4,090円」に、「410円」を「420円」に、「1,340円」を「1,360円」に改める。

別表第2中「510円」を「520円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「4,220円」を「4,290円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「620円」を「630円」に、「930円」を「940円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「720円」を「730円」に、「4,010円」を「4,090円」に、「410円」を「420円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「2,670円」を「2,720円」に、「3,600円」を「3,670円」に改める。

別表第3中「620円」を「630円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第1から別表第3までの規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料等（生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第1条に規定する使用料等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。